

## 説明書

名古屋高速道路公社（以下、「公社」という。）の令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託に係る簡易公募型プロポーザル方式の手続き開始の公告に基づく参加表明書及び技術提案書の提出については、別に定めるもののほか、本説明書によるものとします。

1. 公 告 日 令和5年5月26日（金）
2. 契 約 者 名古屋高速道路公社 理事長 松井 圭介
3. 担 当 部 課 〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号  
名古屋高速道路公社 総務部総務課（契約担当）  
電話 052-919-5642
4. 業務概要
  - (1) 業務名 令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託
  - (2) 業務内容 本業務は、現在の名古屋高速道路の渋滞箇所である高速本線合流部や高速出口について、対距離料金制移行後の渋滞状況の把握や要因を分析し、対策の立案を行うものである。また、更なるお客様サービスの向上を図るため、今後の渋滞対策に用いる新たな指標を策定するものである。
  - (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年6月28日まで
  - (4) 本手続は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものです。
5. 応募要件
  - (1) 次に掲げる事項に該当しない者であること。
    - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可その他の法令の定めにより営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者
    - ③ 参加表明書及び技術提案書（以下、「参加表明書等」という。）の提出期限の日（以下、「審査基準日」という。）から起算して3年前の日以降において、次に掲げる事項に該当したと認められる者（法人である場合には、その役員であった者でその行為について相当の責任を有する者、個人である場合においては、その支配人又は法定代理人であった者で、その行為について相当の責任を有する者を含む。）
      - ア 公社との契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
      - イ 公社が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
      - ウ 公社との契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - エ 公社が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
      - オ 公社との契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
      - カ 公社との契約により、契約の後に代価を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
    - ④ ①から③までに該当する者を入札の代理人として使用する者
    - ⑤ 参加表明書等の重要な項目について虚偽の記載をする者又は必要な事項について記載しない者
    - ⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - (2) 参加表明書等の提出日から契約締結までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (3) 令和4・5年度の一般競争有資格業者の決定を建設コンサルタント（道路）で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者につい

ては、手続き開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。)

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 参加表明書等の提出日から契約締結までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成 9 年通達第 8 号。以下「指名停止取扱要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 参加表明書等を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成 18 年通達第 27 号。以下「入札心得」という。）に抵触するものではないことに留意すること。
  - ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。
    - ア 親会社等と子会社等の関係にある場合
    - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除きます。
    - ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
    - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他適正さが阻害されると認められる場合  
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 平成 25 年度以降参加表明書提出日までに完了した公社又は他機関（首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、本州四国連絡高速道路(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、国土交通省中部地方整備局、愛知県及び名古屋市をいう。）が発注した同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務：都市高速道路<sup>\*1</sup>における渋滞ソフト施策<sup>\*2</sup>、渋滞状況分析<sup>\*2</sup>、渋滞対策<sup>\*2</sup>に関する業務をいう。

類似業務：都市高速道路<sup>\*1</sup>以外における渋滞ソフト施策<sup>\*2</sup>、渋滞状況分析<sup>\*2</sup>、渋滞対策<sup>\*2</sup>に関する業務をいう。

※1 名古屋高速道路、首都高速道路、阪神高速道路、広島高速道路、福岡・北九州高速道路をいう。

※2 テクリスの業務分野によること。なお、渋滞の要因分析及び対策立案を含むものに限る。テクリス上で業務内容が判断できない場合は、業務計画書等の書類を提出すること。
- (8) 配置予定管理技術者については、以下に掲げるいずれかの資格を有すること。
  - ① 技術士〔建設部門「道路」〕
  - ② 技術士〔総合技術監理部門（建設－「道路」）〕
  - ③ RCCM〔道路部門〕
- (9) 配置予定管理技術者は、(7) の実績を有すること。
- (10) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。
- (11) 配置予定管理技術者の令和 5 年 6 月 15 日（木）現在の手持ち業務（本業務を含まず特定後未契約のものを含む。）の契約合計金額が 5 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。

手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。
- (12) 技術提案書が以下に該当しないこと。
  - ① 技術提案がない場合や、内容がほとんど記載されておらず提案内容が判断できない場合
  - ② 業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合

- ③ 技術提案書の各様式（業務実施方針、業務実施体制）の注記に反する記載がされている場合
  - ④ 業務実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合
- (13) 配置予定管理技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置するものとし、発注者の承諾を得なければなりません。

## 6. 応募要件の審査等

- (1) 参加表明書等の提出希望者は、5. に掲げる応募要件を有することを証明するため、別添資料「提出書類作成に当たっての注意事項」及び次に従い、参加表明書等を提出し、応募要件の適否について審査を受けなければなりません。

なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者及び応募要件不適合者は、本手続きに参加することができません。

- ① 提出期間 令和5年5月26日（金）から令和5年6月15日（木）までの土曜日、日曜日、祝日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
  - ② 提出方法 3. の公社総務課あて、「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）により送付（必着）してください。なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。
  - ③ 提出部数 正・副各1部
- (2) 参加表明書は、様式第1により作成してください。
- (3) 参加表明書添付資料等（様式第1の2～第1の4）は、次に従い作成してください。
- ア 5. (7)に記載する参加希望者の平成25年度以降に完了した同種業務又は類似業務の実績を様式第1の2に記載してください。
- イ 配置予定の管理技術者については5. (8)に記載する資格等の状況を様式第1の3に記載してください。

なお、配置予定の管理技術者が参加希望者と恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が判断できる書類（健康保険証等の写し等（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの））を添付してください。

ウ 配置予定管理技術者の平成25年度以降に完了した同種業務又は類似業務の実績を様式第1の4に記載してください。

エ TECRIS 業務カルテ及び配置予定の管理技術者が保有する資格の証明書等

次の(ア)、(イ)、(ウ)に掲げる書類を添付してください。なお、必要書類がないものについては、本手続きに参加できないので留意してください。

(ア) 同種業務又は類似業務について、TECRIS 業務カルテ受領書（完了時）を添付してください。TECRIS に登録していない場合については、業務の実績を確認できる契約書等の写しを添付してください。

(イ) 配置予定の管理技術者の業務実績について、TECRIS 業務カルテ受領書（完了時）を添付してください。TECRIS に登録していない場合については、CORINS 工事カルテ、または契約書の写しを添付してください。

(ウ) 上記(イ)に示す書類と合わせて、配置予定管理技術者が当該業務に従事したことが判断できる書類（業務計画書、作業手順書等）、業務の実績を確認できる証明書（業務名等記載）のいずれかの写しを添付してください。

また、配置予定の管理技術者が保有する資格について、資格証明書等の写しを添付してください。なお、必要書類がないものについては、本手続きに参加できないので留意してください。

- (4) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

技術提案書の様式は、様式第2及び様式第2の2～第2の5とします。平成25年度から参加表明書提出日まで（過去10年）の同種業務・類似業務の実績は様式第2の2～第2の2の2とします。業務の実施方針・工程表・業務フロー（様式第2の3）は各1枚、特定テーマに対する技術提案（様式第2の5）は特定テーマ毎に1枚、その他についてはそれぞれ1枚にまとめてください。

① 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加希望者及び配置予定管理技術者等の過去10年の同種業務又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加希望者、管理技術者が平成25年度以降参加表明書提出日までに完了した、公社又は他機関（首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、本州四国連絡高速道路（株）、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、国土交通省中部地方整備局、愛知県及び名古屋市をいう。）が発注した「同種業務」又は「類似業務」の実績について記載する。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">同種業務とは、都市内高速道路<sup>※1</sup>における渋滞ソフト施策<sup>※2</sup>、渋滞状況分析<sup>※2</sup>、渋滞対策<sup>※2</sup>に関する業務をいう。</p> <p style="margin-left: 40px;">類似業務とは、都市内高速道路<sup>※1</sup>以外における渋滞ソフト施策<sup>※2</sup>、渋滞状況分析<sup>※2</sup>、渋滞対策<sup>※2</sup>に関する業務をいう。</p> <p style="margin-left: 40px;">※1名古屋高速道路、首都高速道路、阪神高速道路、広島高速道路公社、福岡・北九州高速道路をいう。</p> <p style="margin-left: 40px;">※2テクリスの業務分野によること。なお、渋滞の要因分析及び対策立案を含むものに限る。テクリス上で業務内容が判断できない場合は、業務計画書等の書類を提出すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">記載する業務は平成25年度以降参加表明書提出日までに完了した業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載様式は様式第2の2～第2の2の2とする。</li> </ul>
業務実施方針、工程表、及び業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施方針には、本業務の特徴を踏まえ、簡潔に記載するものとし、業務を実施する上で重要な着眼点を踏まえ記載する。</li> <li>・記載様式は様式第2の3とする。</li> </ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置を予定している業務実施体制を記載する。</li> <li>・記載様式は様式第2の4とする。</li> </ul>
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定テーマに対しての技術提案を簡潔に記載すること。</li> <li>・文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。</li> <li>・記載様式は様式第2の5とする。</li> </ul>
参考見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積（内訳、明細を含む）を提出すること。</li> <li>・記載様式は特に定めないが、A4判とする。</li> </ul>

## ②特定テーマ

技術提案を求める特定テーマは以下のとおりとします。

特定テーマ1	名古屋高速道路錦橋出口において、接続する平面街路を含めた渋滞対策を検討する上での分析手法とそれに対する着眼点に関する技術提案
特定テーマ2	お客様サービス向上のため、名古屋高速道路のネットワークの特徴や交通・渋滞状況などを踏まえた上で、渋滞リスク箇所を把握する指標とそれに対する着眼点に関する技術提案

## ③業務の施行条件

別記 令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託 業務実施条件書によります。

## ④業務量の目安

本業務の参考業務規模は、30百万円（消費税及び地方消費税抜き）程度を想定しています。

## ⑤技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

### (5) プレゼンテーション

- ① 配置予定技術者の専門技術力の確認や業務への取り組み意欲等を確認するため、原則としてプレゼンテーションを実施するものとします。
- ② プレゼンテーションは提出された技術提案書の評価により、原則として上位5者をプレゼンテーション実施者として選定するものとします。ただし、第5位の者が同点の場合は6者以上のプレゼンテーション実施者を選定するものとします。
- ③ プレゼンテーションは、業務実施体制（様式第2の4）に記載された配置予定管理技術者が行うものとします。
- ④ プレゼンテーションの実施方法や日時等の詳細内容は、令和5年6月28日（水）までに別途通知します。
- ⑤ プレゼンテーション実施者として選定しなかった者に対して、令和5年6月28日（水）までにその理由を書面により通知します。
- ⑥ プレゼンテーションでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しません。
  - ア 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
  - イ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない
- ⑦ プレゼンテーションは③の配置予定管理技術者のみの出席とします。

7. 技術提案書を特定するための評価項目及び評価基準  
 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

■ 評価項目・テーマ

評価項目		評価の着目点	判断基準	評価点	
基本事項	企業の能力	業務実績	平成25年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務の実績について評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 4 ② 1	
		業務成績	平成25年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務のいずれかの実績内容について、業務成績(評定点の高い方)より評価する。 ①76点以上 ②73点以上76点未満 ③70点以上73点未満 ④60点以上70点未満 ⑤60点未満  ただし、他機関発注における同種又は類似業務の業務成績評定点については、低減率(0.94)を乗じて得た評定点を評価する。	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0	
	技術者の能力	管理技術者	技術者資格	技術者の能力について、資格より評価する。 ①技術士 ②上記以外のもの	① 3 ② 1
			業務実績	平成25年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務の実績について評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	① 4 ② 1
		業務成績	平成25年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務のいずれかの実績内容について、業務成績(評定点の高い方)より評価する。 ①79点以上 ②78点以上79点未満 ③77点以上78点未満 ④76点以上77点未満 ⑤75点以上76点未満 ⑥74点以上75点未満 ⑦73点以上74点未満 ⑧72点以上73点未満 ⑨70点以上72点未満 ⑩70点以上72点未満 ⑪60点以上70点未満 ⑫60点未満、管理技術者又は担当技術者の評価点がない。  ただし、他機関発注における同種又は類似業務の業務成績評定点については、低減率(0.94)を乗じて得た評定点を評価する。	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 6 ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 2 ⑩ 1 ⑪ 0	
	小計①				25
	技術提案書	業務実施方針	業務目的、内容を理解し、実現可能な実施計画を提案し、目的に沿った業務遂行が確実にできるかを評価する。	0~5	
		業務実施体制	業務実施において、適切かつ確実な業務体制が確保されているか、また配置技術者の資格や同種・類似業務の実績において、優位性がある場合に評価する。	0~10	
		【特定テーマ1】 名古屋高速道路錦橋出口において、接続する平面街路を含めた渋滞対策を考える上での指標とそれに対する着眼点に関する技術提案	幅広い視点、角度から、具体的な分析手法や着眼点が表示される場合に評価する。…20点を上限とする。	0~20	
		【特定テーマ2】 お客様サービス向上のため、名古屋高速道路のネットワークの特徴や交通・渋滞状況などを踏まえた上で、渋滞リスク箇所を把握する指標とそれに対する着眼点に関する技術提案	幅広い視点、角度から、具体的な指標や着眼点が表示される場合に評価する。…20点を上限とする。	0~20	
小計②				55	
ヒアリング (プレゼンテーション)	技術者の専門技術力の確認	管理技術者が業務目的、内容を理解し、業務を遂行するための課題を明確にし、遂行可能な専門知識がある場合に評価する。	0~8		
	質問に対する応答性	管理技術者が技術提案の内容を如何に理解し、遂行内容が説明でき、優位性がある場合に評価する。	0~6		
	業務への取り組み意欲	管理技術者が業務目的、内容を理解し、課題解決のための具体的な方策、計画について、優位性がある場合に評価する。	0~6		
	小計③				20
合計(小計①+小計②+小計③)				100	

8. 参加表明書等の作成説明会  
実施しません。
9. 応募要件の確認は、審査基準日をもって行い、その結果は令和5年6月28日（水）までに通知します。
10. その他
- ① 参加表明書等の作成及び提出、プレゼンテーションに係る費用は、提出者の負担とします。
  - ② 提出された参加表明書等を審査以外に提出者に無断で使用しません。
  - ③ 提出された参加表明書等は、返却しません。
  - ④ 提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めません。
  - ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先
    - ア 6.（3）、（4）、（5）に関しては、次のとおりです。  
〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号  
名古屋高速道路公社 経営企画部企画課（計画担当）  
電話 052-919-5647
    - イ その他の項目に関しては、3. に同じです。
11. 技術提案書の特定等
- (1) 技術提案書の特定は、技術提案による評価点が最も高い者を特定します。評価点が同点となる場合は、次に挙げる①～③の順で特定するものとします。
    - ①技術提案書の「特定テーマ」に対する得点が高い者
    - ②技術提案書の「業務実施方針」「業務実施体制」の合計得点が高い者
    - ③くじ引きによる
  - (2) 技術提案書が特定された者に対しては、令和5年7月5日（水）（予定）までに通知します。
  - (3) 技術提案書特定後、速やかに見積り合わせを行います。
  - (4) 技術提案書が特定されなかった者に対しては、（2）に掲げる日までに、特定されなかった旨とその理由を通知します。
12. 応募要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 応募要件を満たしていないと認められた者、理事長に対してその理由について、次に従い、書面（様式第3）により説明を求めることができます。
    - ①提出期限 令和5年7月5日（水）午後4時00分まで
    - ②提出場所 3. に同じ
    - ③提出方法 6.（1）②に同じ
  - (2) 理事長は、説明を求められたときは、令和5年7月10日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。
13. プレゼンテーション対象者に選定されなかった者（以下、「選定されなかった者」）に対する理由の説明
- (1) 選定されなかった者は、理事長に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第4）により説明を求めることができます。
    - ①提出期限 令和5年7月5日（水）午後4時00分まで
    - ②提出場所 3. に同じ
    - ③提出方法 6.（1）②に同じ
  - (2) 理事長は、説明を求められたときは、令和5年7月10日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。
14. 技術提案書が特定されなかった者（以下、「特定されなかった者」）に対する理由の説明
- (1) 特定されなかった者は、理事長に対して特定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第5）により説明を求めることができます。
    - ①提出期限 令和5年7月12日（水）午後4時00分まで
    - ②提出場所 3. に同じ

③提出方法 6. (1) ②に同じ

- (2) 理事長は、説明を求められたときは、令和5年7月14日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

#### 15. 説明書に対する質問

- (1) この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出してください。

① 提出期間 令和5年5月29日（月）から令和5年6月7日（水）まで  
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで

② 提出場所 3. に同じ

③ 提出方法 6. (1) ②に同じ

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

① 閲覧期間 令和5年6月12日（月）から令和5年6月14日（水）まで毎日午前10時00分から午後4時00分まで

② 閲覧場所 3. に同じ

#### 16. 契約の締結

見積書の提出日から契約締結の日までの期間において、特定者が指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

#### 17. 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生じる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

#### 18. 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは、随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

#### 19. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 契約の履行に当たり、暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通知を行うとともに、捜査上必要な協力を行ってください。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により公社に報告してください。
- (3) 契約の履行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、公社と協議してください。

#### 20. 契約書作成の要否

後日、特定者に示す契約書（案）により、契約書を作成するものとします。

#### 21. 契約保証金

免除

#### 22. 支払条件

委託料は、前払い金あり。（契約金額の10分の3以内）

#### 23. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ



#### 24. その他

- (1) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

簡易公募型プロポーザル方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとする。

#### 1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務

#### 2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加表明書等を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したのものとして業務実績の対象とする。

#### 3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加表明書等提出日の前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととする。

#### 4 業務実績の対象とする項目

##### (1) 応募要件の資格

- ア 企業の業務実績
- イ 配置予定技術者の業務実績

##### (2) 簡易公募型プロポーザル方式の評価項目

- ア 企業に関する事項の業務の実績
- イ 技術者及び業務従事者に関する事項の業務の実績

#### 5 提出資料

以下の資料を添付すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類
- (2) 業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類

# 参加表明書

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社  
理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

下記業務の参加表明書を提出します。

業務名：令和 5 年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

担当者の所属、氏名
連絡先 (TEL)

様式第1の2

参加希望者の平成25年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務の実績

業務名 : 令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

商号又は名称 :

業務分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
発注機関名 住所 TEL	
業務概要	

注1) 業務の概要、業務の技術的特徴については、具体的に記述してください。

注2) TECRIS 業務カルテ受領書(完了時)を添付してください。TECRIS に登録していない場合については、CORINS 工事カルテ、または契約書の写しを添付してください

注3) 業務成績が確認できる書類(委託業務成績評価通知書等の写し)を添付してください。

様式第1の3

配置予定管理技術者の資格等

業務名 : 令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

商号又は名称 :

① <small>ふりがな</small> 氏名	② 生年月日・年齢  才
③ 所属・役職	
④ 資格等 (注1) (資格名、登録番号、取得年月日)	

(注) 1. 説明書に示す資格等を複数所有する場合は、可能な限り全て記載してください。記入スペースが不足する場合は、「技術士」を優先して記載してください。

(注) 2. 説明書に示す資格等が確認できる書面の写しを添付してください。ただし、実務経歴については、実務経験を確認できる経歴書を添付することで、それに代えることができるものとします。

(注) 3. 配置予定の管理技術者が参加希望者と恒常的な雇用関係(3ヶ月以内)があることが判断できる書類(健康保険証等の写し(保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの))を添付してください。

様式第 1 の 4

配置予定管理技術者の平成 2 5 年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務の実績

業務名 : 令和 5 年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

商号又は名称 :

管理技術者について記入

(管理技術者) 氏名 :

① 業務分類	
② 業務名	
③ TECRIS 登録番号	
④ 履行期間	
⑤ 発注機関名 住所 TEL	
⑥ 業務地域 (公社、都道府県)	
⑦ 業務の概要等	(〇〇技術者として従事)
⑧ 業務の技術的特徴	
⑨ 当該技術者の業務担当の内容	

注 1) 業務分類については、同種業務・類似業務を記載してください。

注 2) TECRIS 業務カルテ受領書(完了時)を添付してください。TECRIS に登録していない場合については、CORINS 工事カルテ、または契約書の写しを添付してください、

注 3) 上記 注 2) に示す書類と合わせて配置予定監理技術者が当該業務に従事したことが判断できる書類(業務計画書、作業手順書等)、業務の実績を確認できる証明書(工事名等記載)のいずれかの写しを添付してください

様式第2

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社

理事長 様

(提案者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

技 術 提 案 書 の 提 出

下記業務について、技術提案書を提出します。

記

業務名：令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

問い合わせ先

所属、氏名

電話番号

様式第 2 の 2

参加希望者の過去 10 年の同種業務・類似業務の実績

業務名 : 令和 5 年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

商号又は名称 :

業務分類	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注者機関名 住所/電話番号	
TECRIS 番号	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注 1) 業務分類については、同種業務・類似業務を記載してください。

注 2) 業務の概要、業務の技術的特徴については、具体的に記述してください。

注 3) 添付書類については、【様式 1 の 2】注 2) を参照のこと。



様式第2の2の2

配置予定管理技術者の過去10年の同種業務・類似業務の実績

業務名 : 令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

商号又は名称 :

管理技術者について記入

(管理技術者) 氏名

業務分類	
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注者機関名 住所/電話番号	
TECRIS番号	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当内容	
手持業務の状況(令和5年6月15日現在)、契約金額500万円以上	

注1) 業務分類については、同種業務・類似業務を記載してください。

注2) 業務の概要、業務の技術的特徴については、具体的に記述してください。

注3) 添付書類については、【様式1の4】注2)を参照のこと。



(2) 工程表 (A4判×1枚)

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the drawing of an engineering table (工程表) as specified in the text above.

(3) 業務フロー (A4判×1枚)

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the text. It is intended for drawing a business flowchart.

A4判1枚に収めること  
(記載は表面のみ)

注) 提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所等)を記載してはならない。

特定テーマに対する技術提案

商号又は名称

特定テーマ1	名古屋高速道路錦橋出口において、接続する平面街路を含めた渋滞対策を検討する上での分析手法とそれに対する着眼点に関する技術提案
--------	--

テーマ毎にA4判1枚に収めること

(記載は表面のみ)

特定テーマに対する技術提案

商号又は名称

特定テーマ2	お客様サービスの向上のため、名古屋高速道路のネットワークの特徴や交通・渋滞状況などを踏まえた上で、渋滞リスク箇所を把握する指標とそれに対する着眼点に関する技術提案
--------	---

テーマ毎にA4判1枚に収めること

(記載は表面のみ)

様式第3

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社  
理事長 様

住所  
商号又は名称  
代表者名

技術提案書の提出者として適格とされなかった理由の説明について

下記業務の技術提案書の提出者として適格とされなかった理由について、令和  
年 月 日付け 第 号で通知されましたが、その理由についての説明を求め  
ます。

記

業務名 令和5年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託



様式第 4

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社  
理事長 様

住所  
商号又は名称  
代表者名

プレゼンテーション対象者に選定されなかった理由の説明について

下記業務のプレゼンテーション対象者に選定されなかった理由について、令和  
年 月 日付け 第 号で通知されましたが、その理由についての説明を求め  
ます。

記

業務名 令和 5 年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

様式第 5

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社  
理事長 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

技術提案書が特定されなかった理由の説明について

下記業務の技術提案書が特定されなかった理由について、令和 年 月 日付け 第  
号で通知されましたが、その理由についての説明を求めます。

記

業務名 令和 5 年度名古屋高速道路渋滞対策検討業務委託

## 【提出書類作成に当たっての注意事項】

### 1 提出書類

番号	種類	様式
①	・参加表明書	様式第1
②	・参加希望者の同種業務・類似業務の実績	様式第1の2
③	・②に記載した同種業務・類似業務のTECRIS業務カルテ受領書又は契約書の写し	—
④	・配置予定管理技術者の資格等	様式第1の3
⑤	・④に記載した配置予定の管理技術者の資格に係る資格証明書等の写し ・④に記載した配置予定の管理技術者が参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係(技術提案書の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係をいう。)があることが判断できる書面(健康保険被保険者証等の写し(保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの))	—
⑥	・配置予定管理技術者の同種業務・類似業務の実績	様式第1の4
⑦	・⑥に記載した配置予定の管理技術者が従事した同種業務・類似業務のTECRIS業務カルテ受領書又は契約書の写し ・⑥に記載した配置予定の管理技術者が当該業務に従事したことが判断できる書類(業務計画書等)	—
⑧	・技術提案書の提出	様式第2
⑨	・参加希望者及び配置予定管理技術者の過去10年の同種業務・類似業務の実績	様式第2の2 様式第2の2の2
⑩	・⑨に記載した参加希望者及び配置予定の管理技術者が従事した同種業務・類似業務のTECRIS業務カルテ受領書又は契約書の写し ・⑨に記載した配置予定の管理技術者が当該業務に従事したことが判断できる書類(業務計画書等)	—
⑪	・業務実施方針、工程表及び業務フロー	様式第2の3
⑫	・業務実施体制	様式第2の4
⑬	・特定テーマに対する技術提案	様式第2の5
⑭	・参考見積	A4判

※上記書類により、同種業務や類似業務や技術者についての要件を確認できない場合は、その他にそれぞれの要件を確認できる書類を添付してください。

### 2 提出方法

- (1) 提出書類は番号順にA4判のフラットファイルへ綴り、番号のインデックスをつけてください。なお、フラットファイルの背表紙に「業務名」及び「会社名」を記載してください。
- (2) 原本がBサイズのものについては、縮小・拡大のいずれかにより、出来上がりサイズをA4に揃えてください。
- (3) 提出部数は正1部、副1部とします。
- (4) 返信用封筒として、表に参加希望者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(414円)の切手を貼った長3号封筒2枚を参加表明書等と合わせて提出してください。